

平成 21 年 3 月 12 日

各 位

株式会社足利ホールディングス

第三者割当増資による第 2 種優先株式の内容の決定について

株式会社足利ホールディングス（社長 藤沢 智）は、本日開催の当社臨時株主総会および種類株主総会において定款変更が承認されたことを受け、取締役会において、第三者割当増資による第 2 種優先株式の内容の詳細について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、増資金額につきましては、金融経済環境の更なる変化に備え、財務基盤をより強化する観点から 250 億円といたしました。

記

1. 第 2 種優先株式の内容

(1) 募集株式の種類 株式会社足利ホールディングス第 2 種優先株式（以下、「本優先株式」という。）

(2) 募集株式の数 10,000 株

(3) 払込金額 1 株につき 2,500,000 円

(4) 現物出資財産の内容および価額

ア. 財産の内容

野村キャピタル・インベストメント株式会社の当社に対する永久劣後特約付金銭消費貸借契約書に基づく貸付金元本債権金 250 億円

イ. 財産の価額 金 250 億円

(5) 財産の給付の期日 平成 21 年 3 月 27 日

(6) 増加する資本金 1 株につき 1,250,000 円（総額 125 億円）

(7) 増加する資本準備金 1 株につき 1,250,000 円（総額 125 億円）

(8) 発行方法

第三者割当の方法により、全株式を野村キャピタル・インベストメント株式会社に割り当てる。

(9) その他の概要

ア. 優先配当金

- ・本優先株式 1 株につき年 189,000 円（平成 21 年 3 月 31 日を基準日とする本優先配当金は、本優先株式 1 株につき 2,589 円）とする。
- ・ある事業年度に属する日を基準日として行う剰余金の配当に際して、本優先株主又は本優先登録質権者（以下、「本優先株主等」）に対して支払う剰余金の配当の総額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ・ある事業年度中の日を基準日として本優先株主等に対して支払う剰余金の配当の総額は、本優先配当金の額を上限とし、これを超過して剰余金の配当は行わない。

イ．残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株式 1 株につき 2,500,000 円の金銭を支払い、そのほかの残余財産の分配は行わない。

ウ．優先順位

配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、第 1 種優先株式と同順位とする。

エ．取得条項

当社は、本優先株式の発行日の 5 年後の応当日以降の日であって、当社が別途定める日に、本優先株式 1 株につき、2,500,000 円に経過配当金相当額を加算した額の金銭と引換えに、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。

オ．議決権

本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

2．その他

- (1) 本優先株式の内容は、既存の第 1 種優先株式の内容に準じたものとしております。
- (2) 各種法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とします。
- (3) 本件増資後の発行済株式総数等の異動は以下のとおりとなります。

	本件増資前	本件増資後
発行済株式数	2,720,000 株	2,730,000 株
普通株式	2,700,000 株	2,700,000 株
第 1 種優先株式	20,000 株	20,000 株
第 2 種優先株式	-	10,000 株
資本金の額	92,510,000,000 円	105,010,000,000 円

以 上